

(仮称) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の
認定の要件を定める条例(案)の概要について

1 制定の理由

平成30年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第8次地方分権一括法)の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)等が一部改正され、平成31年4月から、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限が中核市へ移譲されることに伴い、対象施設の認定要件等を新たに条例で定めるもの。

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等	○	⇒

(参考) 認定こども園の類型

類型	内容	法的位置付け
幼保連携型	学校教育と保育を一体的に行う単一の施設	学校かつ 児童福祉施設
幼稚園型	保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた幼稚園	学校 (幼稚園+保育所機能)
保育所型	保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた保育所	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)
地方裁量型	幼稚園、保育所いずれの認可も受けていない教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を備えた施設	認可外保育施設 (保育所機能 +幼稚園機能)

2 条例案の考え方

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る現行の認定要件は、県条例(※1)によって規定されており、県条例は国基準(※2)と同様の内容となっている。
- 現状において、各施設の設備及び運営状況に支障がないと認められることから、基本的に県の認定要件を維持した内容とするが、子どもの生命・安全を確保する観点から、幼保連携型認定こども園の市基準に合わせて、非常災害対策に係る市独自の規定を追加するものとする。

(※1) 県条例：青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成23年青森県条例第49号）

(※2) 国基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

3 条例案の規定内容

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件 **県の規定と同じ**

➤ 設備及び運営に関する基準に適合することを要件とする。

主な基準		
① 職員配置	② 職員資格	③ 施設設備
④ 教育及び保育の内容	⑤ 職員の資質向上	⑥ 子育て支援
⑦ 管理運営等		

(2) 非常災害に係る対策 **市独自規定**

➤ 認定こども園においては、地域の特性に応じた非常災害に係る対策を講ずるものとする。

対策の内容
① 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めること。
② 避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行うこと。
③ 非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めること。

4 施行期日

平成31年4月1日

(仮称) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
 条例(案)の主な内容

項目	内容										
職員配置 (第3条)	<p>教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上 ・ 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 ・ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 ・ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 <p>満3歳以上の子どもについては、1学級35人以下の学級を編制し、各学級に1人以上の職員(学級担任)に担当させなければならない。</p>										
職員資格 (第4条)	<p>満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。</p> <p>学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どものうち保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。</p>										
施設設備 (第5条)	<p>施設設備の面積</p> <table border="1" data-bbox="331 1236 1417 1787"> <tr> <td data-bbox="331 1236 523 1335">園舎</td> <td data-bbox="523 1236 1417 1335"> 1学級 180㎡ 2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1335 523 1402">保育室又は遊戯室</td> <td data-bbox="523 1335 1417 1402">満2歳以上児1人につき1.98㎡以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1402 523 1662">屋外遊技場</td> <td data-bbox="523 1402 1417 1662"> 次の基準を満たさなければならない。 ア 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 イ 次に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満児についてアにより算定した面積を加えた面積以上 2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ 3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1662 523 1729">乳児室</td> <td data-bbox="523 1662 1417 1729">乳児1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1729 523 1787">ほふく室</td> <td data-bbox="523 1729 1417 1787">満2歳未満児(乳児を除く)1人につき3.3㎡以上</td> </tr> </table> <p>調理室を設け、食事の提供は自園調理により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、外部搬入により行うことができ、この場合においては、調理設備を備えるものとする。</p>	園舎	1学級 180㎡ 2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$	保育室又は遊戯室	満2歳以上児1人につき1.98㎡以上	屋外遊技場	次の基準を満たさなければならない。 ア 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 イ 次に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満児についてアにより算定した面積を加えた面積以上 2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ 3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$	乳児室	乳児1人につき1.65㎡以上	ほふく室	満2歳未満児(乳児を除く)1人につき3.3㎡以上
園舎	1学級 180㎡ 2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$										
保育室又は遊戯室	満2歳以上児1人につき1.98㎡以上										
屋外遊技場	次の基準を満たさなければならない。 ア 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 イ 次に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満児についてアにより算定した面積を加えた面積以上 2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ 3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$										
乳児室	乳児1人につき1.65㎡以上										
ほふく室	満2歳未満児(乳児を除く)1人につき3.3㎡以上										
教育及び保育の内容 (第6条)	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。</p>										

<p>職員の資質向上 (第7条)</p>	<p>次に掲げる点に留意して、職員の資質向上等を図らなければならない。</p> <p>(1) 職員の資質は、教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。</p> <p>(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには、日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間を確保できるよう様々な工夫を行うこと。</p> <p>(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。</p> <p>(4) 園内外での適切な研修計画を作成し、園長も含めた職員に対する研修を実施するとともに、研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。</p> <p>(5) 園長には、認定こども園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められること。</p>
<p>子育て支援 (第8条)</p>	<p>教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うとともに、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>
<p>管理運営等 (第9条)</p>	<p>1人の園長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。</p> <p>保育を必要とする子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、開園日数及び開園時間は、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。</p> <p>保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。</p> <p>特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園選考を公正に行うとともに、地方公共団体との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。</p> <p>園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。</p> <p>自己評価、外部評価等子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて質の向上に努めなければならない。</p> <p>建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</p>
<p>非常災害 (第10条)</p>	<p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> <p>非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</p> <p>耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。</p>